

# 学校における 危機管理 マニュアル

【令和7年度版】



延岡市立黒岩小中学校

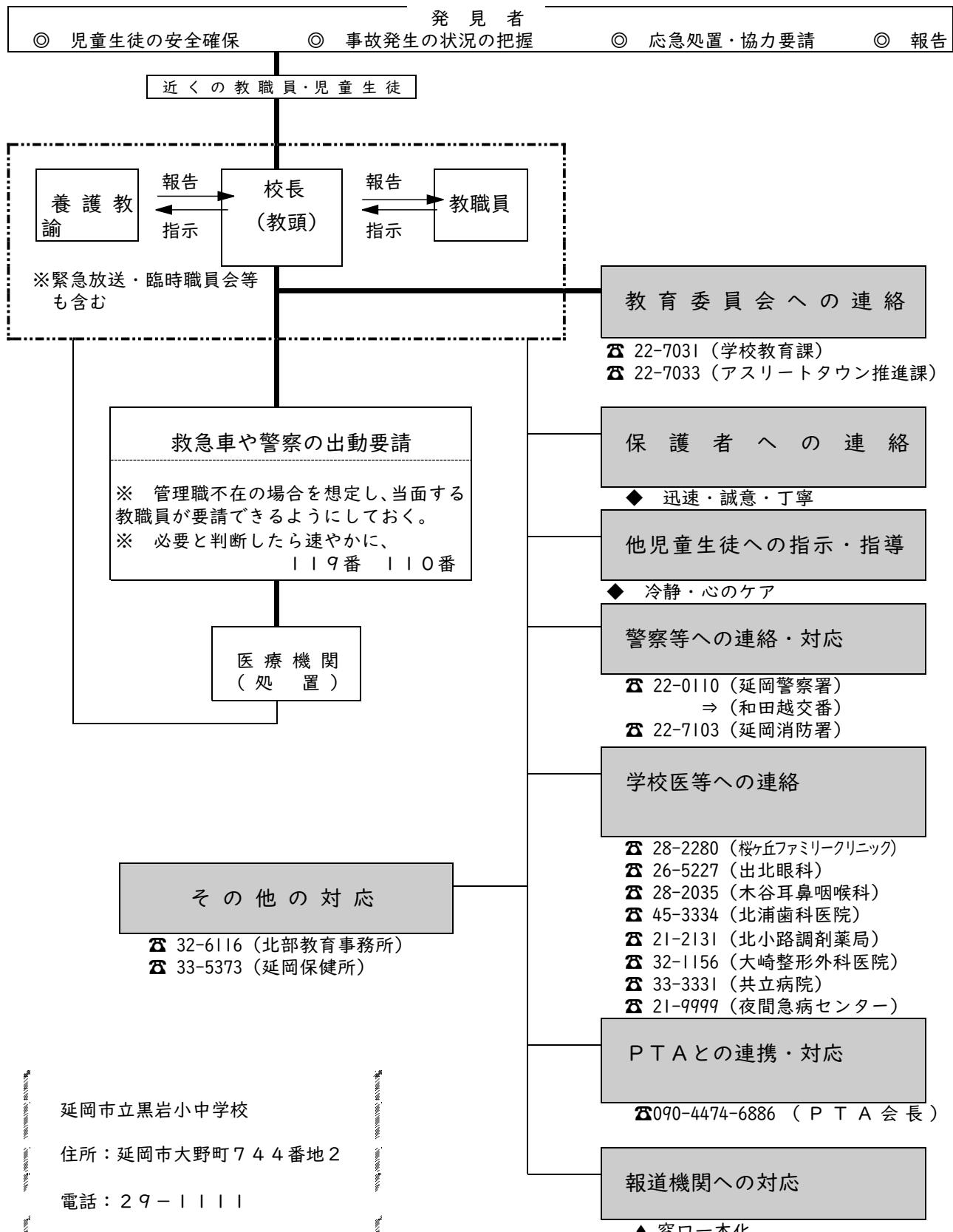
## 目 次

・ 救急対応マニュアル	-----	1
・ 災害（地震・津波・火災）	-----	2 ~ 4
津波対応マニュアル	-----	5
避難場所	-----	6
・ 災害（台風・土砂崩れ等）	-----	7
・ 災害備蓄品	-----	8
・ 事故対応	-----	9
学校内での事故	-----	10 ~ 11
学校外での事故	-----	12 ~ 13
原因不明の死亡事故等	-----	14 ~ 17
職員の事故	-----	18 ~ 19
・ 問題行動の発生及び前兆	-----	20 ~ 21
校内暴力《児童生徒相互》	-----	22
校内暴力《対教師》	-----	23 ~ 24
いじめ	-----	25 ~ 26
不登校	-----	27
万引・窃盗	-----	28 ~ 29
盗難	-----	30 ~ 31
体罰	-----	32 ~ 33
不審者侵入	-----	34 ~ 35
学校給食異物混入	-----	36
人権・同和教育問題	-----	37 ~ 38
差別的落書き	-----	39
勧誘電話	-----	40
・ 防災管理規定	-----	41 ~ 44
避難経路	-----	45
・ 新型コロナウイルス等対策	-----	46

# 延岡市立黒岩小中学校緊急連絡体制

- ◇ 児童生徒の安全確保・生命維持を最優先する。
- ◇ 冷静で的確な判断・指示を行う。
- ◇ 適切な対処と迅速正確な連絡・通報を行う。

## 緊急事態の発生



# 災害～（地震・津波・火災）対応

## 1 予防的措置

- (1) 施設設備の安全点検（毎月のはじめに実施）
- (2) 防災教育及び避難訓練

## 2 地震における対応

【児童生徒の在校時】

地震発生

### 安全確保

- ◆ 的確な指示、適切な誘導（授業担任・側近者）  
※指示「頭部を保護し、机の下へ潜り机の脚をもつ。」等  
※休憩時間・放課後等は、側近者が指示・誘導する。
- ◆ 配慮を要する生徒への対応（養護教諭・特別支援教育担当等）
- ◆ 負傷者への対応

延岡市教育委員会  
(学校教育課)  
22-7031

火災発生

火災警報機作動または火災の発見  
(側近者による消火、消防署へ連絡)  
119番

《ゆれのおさまり》

避難・誘導  
(第一次避難)  
原則的には運動場

- ◆ 全校放送（停電時はハンドマイク）による避難指示（教頭 or 安全担当）
- ◆ 各教室、階段等での誘導（全職員）  
※「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」

### 安全確認

- ◆ 人数・安否確認（学級担任）
- ◆ 状況把握（全職員）  
※児童生徒を確認し、管理職へ報告する。（不在時は教務主任）  
※負傷した児童生徒・職員を保護する。  
(病院搬送・市教委への状況報告)  
※被害状況を点検する。（火災・土砂くずれ・ガス爆発等の危険はないか）  
※災害情報（津波の危険はないか）を収集する。  
↓  
第二次避難の判断

避難・誘導  
(第二次避難)  
体育館  
中学校校舎  
体育室、他

- ◆ 人数・安否確認（学級担任）
- ◆ 状況把握（全職員）  
※児童生徒を確認し、管理職へ報告する。（不在時は教務主任）  
※児童生徒の動向について協議する。

児童生徒の保護者  
への引き渡し

- ◆ 保護者への連絡（学級担任）  
※連絡の取れない生徒は、そのまま保護する。
- ◆ 保護者への引き渡し  
※引き渡しカード（資料1）を基に、必要事項記入後に引き渡す。
- ◆ 教育委員会に生徒の現状について報告する。

- ◎ 学校の施設等の被害が大きく、余震等で学校での二次災害が発生すると想定される場合には、保護者への引き渡しを行う。ただし、道路の崩壊（崩壊の恐れ）や津波警報の発令がある場合には、安全が確認されるまで避難所に待機させる。（参考資料「保護者配布文書」）
- ◎ 留意事項：避難3原則「想定にとらわれない」「最善を尽くす」「率先して避難する」

### 3 避難所設置について

中学校棟・体育館が避難所の指定を受けている。

教育委員会  
(22-7031)  
災害対策本部  
PTA会長

連絡

◆ 避難所運営の役割分担の決定  
※ 避難所本部長（校長）・学校代表（教頭）  
※ 校長室、職員室は運営管理上のスペースとする。

- 1 総括（管理職、不在時は教務主任）
  - 災害本部、教育委員会への現状報告、情報の確認
  - 避難者数の確認（資料2）
  - 地域の被災状況の把握
  - 職員の家族の被災状況の把握
  - 必要な救援物資の種類・数量等の確認
  - 外部からの問い合わせへの対応
  - 負傷者への対応
  - 避難所内の情報連絡・掲示
- 2 救護班（職員：救護係）
  - 施設・設備の点検、立入禁止区域の設定
  - 負傷者の応急救護
- 3 安全班（職員：避難誘導係）
  - 張り紙、ロープを張る等の安全確保
  - 水、食糧の手配及び分配
- 4 支援班（職員：搬出係）
  - トイレ、ゴミ等の処理等の衛生管理

災害対策本部への管理移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者名簿の引渡（資料2）</li> <li>・ 学校教育活動の再開準備</li> <li>・ 教科書、学用品等の滅失調査・対応</li> <li>・ 使用可能な施設・設備の整理</li> </ul>
--------------	---

### 資料1 引き渡しカード

( ) 学年	氏名			
住所				
保護者氏名				
連絡先				
引き渡し場所	受取人	続柄	確認	
1運動場 2体育館 3その他			※ 時間 引き渡し者 受取人の署名	

### 資料2 避難者名簿

NO	氏名（続柄）	性別	年齢	住 所	避難場所の区域	移転先
例					体育館	未定
1						
2						

#### 4 学校外で地震・津波が発生した場合の対応

- 学校外とは、登下校の途中、校外活動（遠足・体験学習等）中、休日等をいう。
- 生徒指導事項として、避難3原則「想定にとらわれない」「最善を尽くす」「率先して避難する」を守るよう、適宜指導していく。
- 保護者との連携を図り、家庭でも災害に備えての話し合いをもち、「決め事」を作ってもらうよう啓発する。
- 啓発のための参考資料

～津波のとき身を守るために避難する以外に方法はありません。

避難するときには、次のことに注意してください。～

1 地震の揺れが大きくなくても津波は襲ってきます。津波警報・注意報が発令されたらすぐに避難してください。

※延岡市では、津波警報や注意報が発令されると、直ちに沿岸部に設置された防災行政無線のスピーカーなどを使って、海岸から離れた高台等の安全な場所へ避難するよう呼びかけを行います。

2 漁船の避難や船の様子を見に港湾に立ち寄ることや、津波を見学に海岸に来ることが最も危険な行為です。まずは避難を最優先にしてください。

3 避難する場所は海岸・河川から離れた高い場所やビルを選びましょう。そのためには、日ごろからどこに、どのように避難するかを確認しておく必要があります。

4 津波で危険なのは海岸部だけではありません。海岸から離れた河川の流域でも、津波の警戒が必要です。過去には津波が河川を遡上し、橋を破壊した事例もあります。

5 津波の速さは遠洋では時速700キロメートル以上（飛行機並）、沿岸部では時速40キロメートル程度あり、津波を確認してから避難することはひじょうに困難です。また、津波の前触れとして必ず引き潮が発生するとは限りません。津波警報・注意報が発令されたら、すぐ避難してください。

～延岡市ハザードマップより～

- 休日等に大規模な地震・津波が発生した場合、学校（学級担任等）から安全・安否の確認を行うことがある。
- 停電やその他の影響で通信機器が使用できない状況になった場合は、PTA運営委員（地区・学習・保育委員）及び各学級委員長の方々に可能な限り、地区内の生徒の安全（安否）確認をお願いする場合がある。

## 学校以外での津波対応マニュアル (学級活動等にて指導する)

### 地震発生

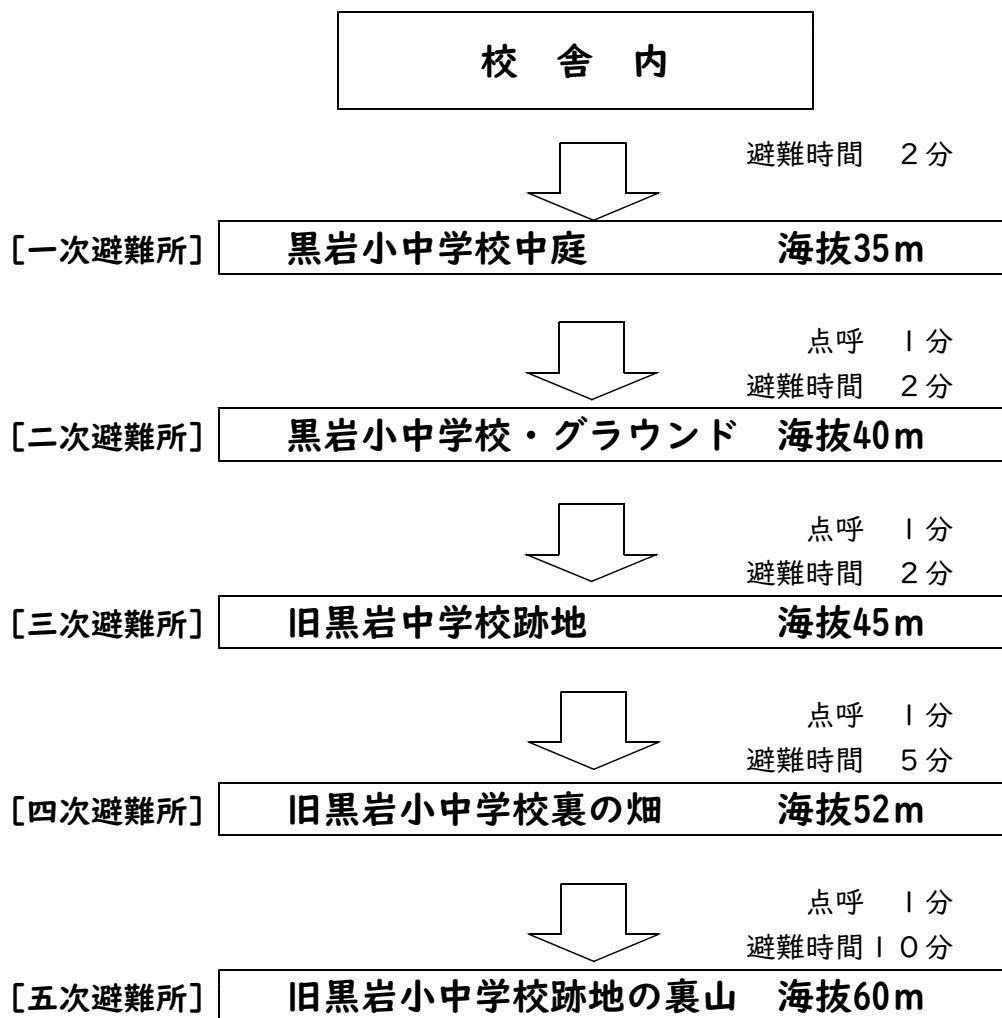
強い地震（震度4程度）を感じた場合は、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時は、津波が発生する恐れがある。

	登下校時	自宅（休日・夜間等）	校外学習時
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震が収まった後は、近くのできるだけ高台やビル等に急いで避難する。</li> <li>○地震が収まった後、消防団等の避難指示等があったら、急いで近くの高台や高い建物へ避難する。</li> <li>○登下校に支障が出た場合、可能な範囲で自分の所在を学校に連絡する。</li> <li>*防災無線が聞こえた場合は、内容をよく聞いて指示に従って避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震が収まったら、すぐにテレビやラジオ等により津波予報を確認する。</li> <li>○避難が必要な場合は、市が指定している避難所へ急いで避難する。（黒岩小中の体育館も避難所のひとつである。）</li> <li>○緊急を要する場合は、近くの高台やビル等のできるだけ高い所へ急いで避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の指示をよく聞いて、急いで避難する。</li> <li>○教職員とはぐれたり、指示が届かない場合は、防災行政無線等をよく聞いて、避難が必要な場合は、近くの高台やビル等のできるだけ高い所へ急いで避難する。</li> <li>○避難後の行動について、教職員の指示に従う。</li> </ul> <p style="border: 2px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;">遠足・社会見学・生活科見学・修学旅行・宿泊学習・クリーン作戦等の学校行事</p>
学校・教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒の所在の確認と、状況によっては保護を行なう。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内</li> <li>・通学路</li> <li>・避難場所</li> </ul> </li> <li>○保護者への引渡しが必要な場合は、引渡しカードにより引き渡す。連絡がつかない場合は、そのまま待機させる。</li> <li>○学校の対応等について、教育委員会へ状況を報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波の発生や津波による災害が発生した場合は、可能な限り学校等に参集し、情報収集や教育委員会に被害情報報告等を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒及び家族の安否確認</li> <li>・学校の被害状況の把握</li> <li>・教職員の安否確認</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□引率教職員は、現場の状況や津波情報等から避難が必要かを判断し、避難が必要な場合は、児童・生徒を避難させ、状況を学校に報告する。</li> <li>■学校は、引率教職員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。</li> <li>□引率教職員は、避難完了後、人身確認を行い学校へ報告する。</li> <li>■学校は、交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応について、引率教職員へ連絡する。また、対応については、必要に応じて、保護者や教育委員会へ報告する。</li> <li>□引率教職員は、帰校及び現地解散の対応を行い、状況を報告する。</li> <li>■学校は、教育委員会へ状況を報告する。</li> </ul> <p style="border: 2px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;">【持参物】</p> <p style="margin-left: 20px;">① ラジオ（海岸付近の場合は、常にスイッチを入れておく。）</p> <p style="margin-left: 20px;">② ハンドマイク</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 携帯電話</p>

## 黒岩小中学校の避難場所について

【想定】大地震発生後の

- ①津波による祝子川の水位上昇
- ②祝子ダム決壊による祝子川の水位上昇



(参考)

学校下の県道 海拔26m  
学校下の祝子川 海拔20m

# 災害～（台風・土砂崩れ等）対応

## 1 予防的措置

- (1) 通学路の点検
- (2) 防災教育

## 2 台風・土砂崩れ等における対応

### (1) 登校前、登校中

- ア 児童生徒、保護者の判断を第一義とする。
  - ・家庭においては保護者が、通学が危険と判断した場合は登校を控え、学校へその旨連絡する。
  - ・登校途中に通学が危険と判断した場合は、自宅へ帰り、学校へその旨連絡する。
- イ 学校は、連絡のあった児童生徒に対しては自宅待機を指示し、後で連絡することを伝える。
- ウ 学校は今後の対応について協議する。
  - ・状況の把握（職員巡回等）
  - ・臨時休業にするかどうか
  - ・自宅待機の生徒への対応等
- エ 自宅待機の生徒へ今後の方針を連絡する。
- オ 関係機関への連絡

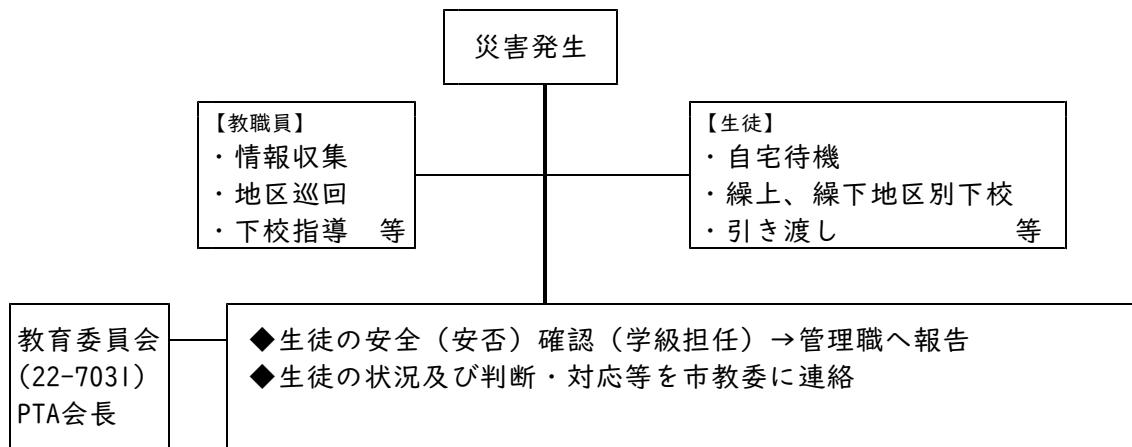
### (2) 登校後

- ア 災害の状況及び情報を把握する。
- イ 学校は今後の対応について協議する。
  - ・繰り上げ、繰り下げ下校について
  - ・下校の方法について（保護者への連絡を含む）
  - ・下校指導について
- ウ 帰宅後の安全（安否）を確認する。

### (3) 校外学習時

- ア 災害の状況及び情報を把握する。
- イ 担当者は学校と連絡を取り今後の対応について協議する。
  - ・学習の継続、中止について
  - ・下校の方法について（保護者への連絡を含む）
- ウ 帰宅後の安全（安否）を確認する。

## 3 対応の図式



※大規模な災害の発生があった（そのおそれがある）場合には、「地震・津波対応マニュアル」に準じて対応する。

## 災害時 備蓄品（水・食料・）一覧表

- H30年度より、バザーの益金を活用し、購入。（地区向けのバザーお礼プリントにも掲載）R6年度に新たに購入している。
- 下記の消費期限を参考に、備蓄品をバザーの提供品として販売。バザー益金を使い、新たな備蓄品を購入。（引継ぎをしっかり行う）
- 備蓄品は全て給食室の個室（冷暗所）に保管。

備蓄品名	種類	数量	単価	総額	購入日	消費期限	備考
缶入りカンパン	カンパン	1箱				28.11	100g×24個
フリーズドライ ビスケット	ビスケット	1箱				31.1	24個入り
五目ごはん	ごはん	1箱	315	15,750	24.7.29	29.11	100g×50袋
カレーライスセット	ごはん	2箱	563	33,800	24.7.29	29.11	30食入り
牛肉すき焼き	おかず	2箱	239	11,480	24.7.29	27.10.2 5	24缶入り
野菜1日これ1本	飲料	2箱	162	9,740	24.7.29	29.11.1 6	30缶入り
7年保存レトルトパン	パン	1箱	424	21,200	24.7.29	32.12	50個入り
先割れスプーン	スプーン	1袋	6	600	24.7.29		100本入り
カセットコンロ		3個					※未使用のガスが3缶
紙皿		108					18枚×6袋
はし		350					50本×7袋

= 基本として、(47人×3食分)の非常食を目安に購入 =

1食目	2食目	3食目
レトルトパン	五目ごはん	カレーライス
牛肉すき焼き	カンパン・ビスケット	
水	水	野菜ジュース

※ R7・3月市の危機管理対策室より地区避難所として指定されているため支援物資（簡易トイレ・トイレットペーパー・白飯・簡易テントなど）をいただき、旧技術員室で保管している。

# インフルエンザ・コロナウイルス感染症 発生対応

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は、医療機関を受診し診断されたと、保護者から連絡がある場合、学校保健安全法に基づき、出席停止とする。

## I 学校の対応について

### (1) 感染を拡大させない措置

#### 1) 家庭での健康観察の実施

登校前に、家庭での健康観察で、高熱・倦怠感・咳・咽頭痛等のインフルエンザ様症状・新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる場合は、無理して登校しないよう、自宅で休養することを周知する。朝、保護者から上記の症状で電話を受けた場合、医療機関への受診を勧める。

#### 2) 学校での丁寧な健康観察の実施

朝の会で健康観察を丁寧に行い、1日を通して観察し行う。

#### 3) 登校後の対応

登校後、インフルエンザ様症状や新型コロナウイルス感染症の症状の疑いのある児童生徒は、保護者に連絡して、受診を勧め、安全に帰宅させ、早退させる。受診した場合、受診結果の報告を依頼し、診断に応じた出席停止の措置等をとる。

#### 4) 他の児童生徒への対応

感染が疑われたり、感染した児童生徒と同じ学級や同じ部活動、登下校が同じなど、当該児童生徒と接触する機会があったと考えられる者の中に、同症状の児童生徒がいないかを再確認する。

その他の児童生徒には、手洗い・うがい等の基本的な感染症対策の実施と症状出現時にはすぐに職員に知らせるように指導をする。

#### 5) 出席停止の措置

インフルエンザ（新型インフルエンザ等感染症を除く。）については、学校保健安全法施行規則第19条より、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」、新型コロナウイルス感染症については、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止とする。新型コロナウイルス感染症については、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。

#### 6) 家族にインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の人がいる場合

必要に応じて、家庭内の感染症対策等の依頼を行うことは考えられるが、家族等の感染をもって、出席停止の措置は行わない。

### (2) 感染症予防等の指導

#### 1) 手洗い・うがい

手洗い・うがいは感染防止策の基本である。不特定多数の者が触るような場所を触れた後や外出から戻った後など、日常的に行う。

手洗いは、30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗う。手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。また、手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであるので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。

#### 2) 咳やくしゃみへの対応

咳やくしゃみの際には、ティッシュ等で口と鼻を覆い、他の人に飛沫を飛ばさないように、他の人から顔をそらす。

咳やくしゃみを押された手や鼻をかんだ手は直ちに洗う。

咳やくしゃみ等のある人にはマスクの着用を促すが、強要はしない。（個人が使用するマスクは、不織布製マスクが最適であり、個々人で用意しておく。）マスクは、1日で新しいものと交換する。

### 3) 換気の確保

気候上可能な限り、常時換気に努めるよう指導する。

### 4) 抵抗力を高める指導

## 2 臨時休業について

### (1) 開始時期・基準

原則として、宮崎県新型インフルエンザ総合対策本部の規準及び延岡市教育委員会との協議による。

### (2) 休業中の措置

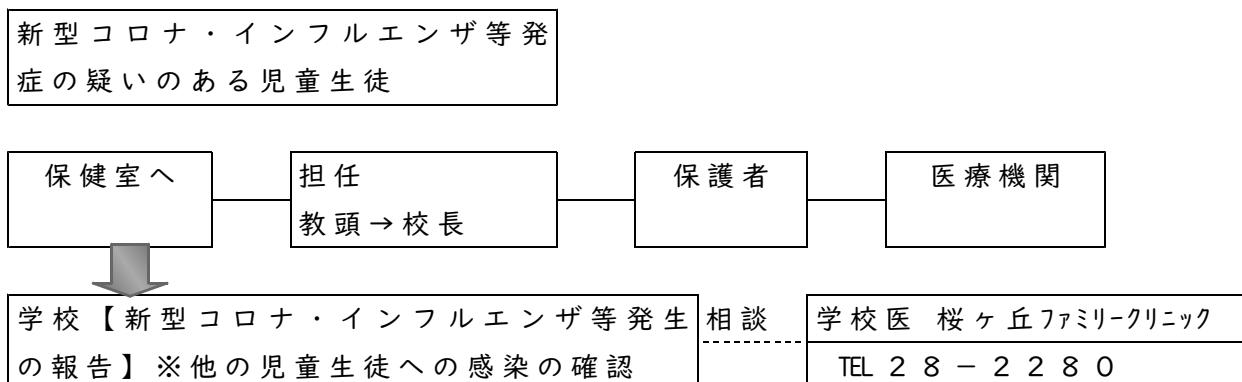
臨時休業になったことを想定し、事前に生活・学習面の留意点を文書で配布したり、休業中の学習課題を配布したりしておく。また、適宜緊急連絡網及び文書等により、迅速に連絡する。

### (3) 終了時期

延岡市教育委員会と協議し臨時休業の終了を各家庭に連絡する。

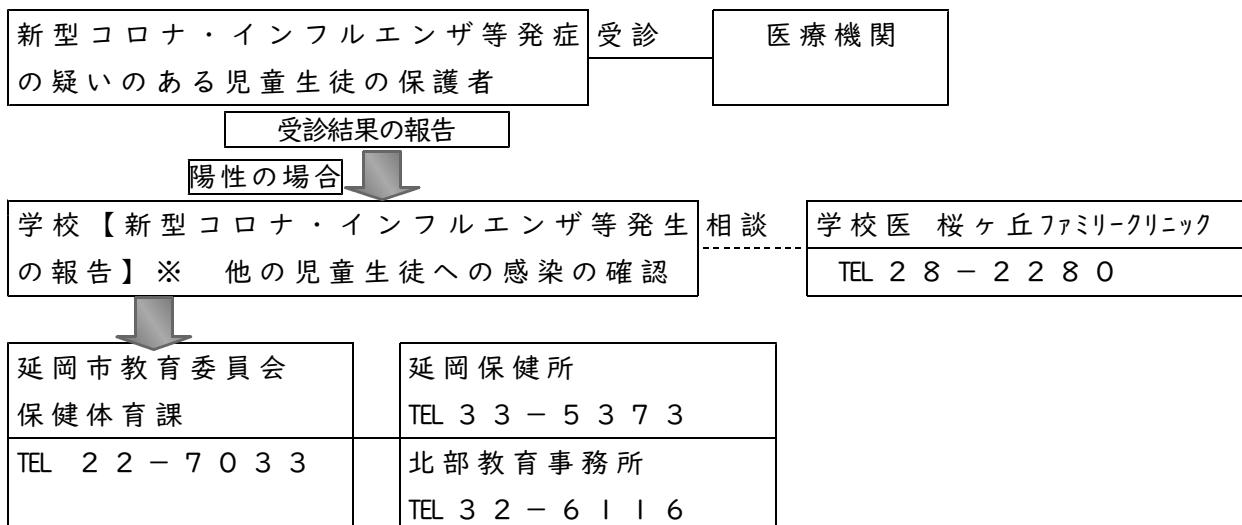
## 3 連絡体制

### (1) 学校で発症の場合



延岡市教育委員会 保健体育課 TEL 22-7033	延岡保健所 TEL 33-5373
	北部教育事務所 TEL 32-6116

### (2) 家庭で発症の場合



## 避難経路図

